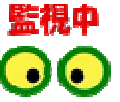


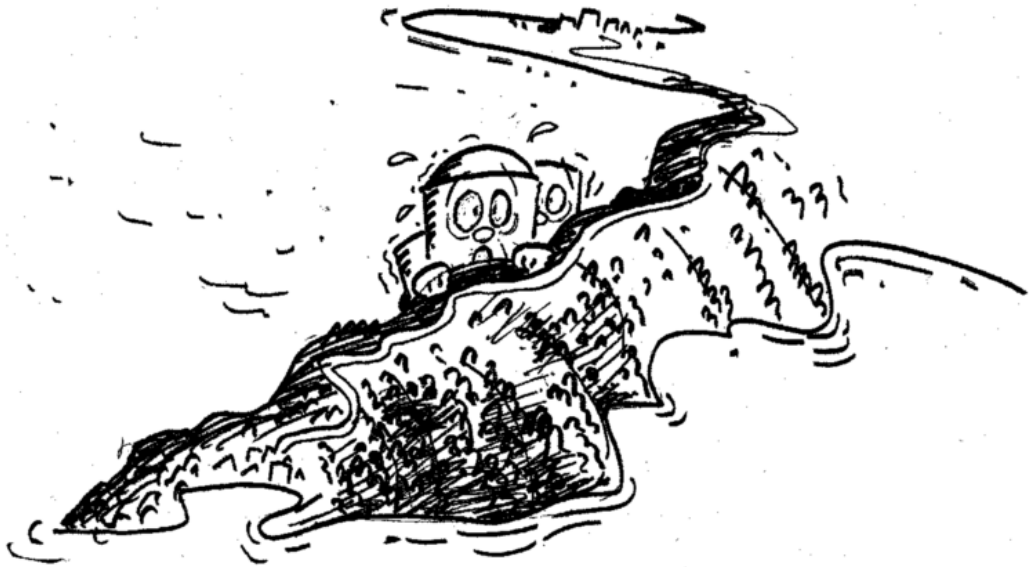
伊方原発再稼働を認める「審査書案」にノーを！



# パブリック・コメントを出そう！

原子力規制を監視する市民の会 [2015. 6. 12 版]

協力：美浜・大飯・高浜原発に反対する大阪の会



原子力規制委員会は、伊方原発3号機について四国電力の申請を認める審査書案を提示しました。6月19日を期限にしたパブリック・コメントが実施されています。審査書案を認めないぞ！再稼働を認めないぞ！との声を集中しましょう。イラスト：高木章次

パブリック・コメントは、原子力規制委員会のサイトから直接出すことができます。

審査書案もあります。[http://www.nsr.go.jp/procedure/public\\_comment/20150520\\_01.html](http://www.nsr.go.jp/procedure/public_comment/20150520_01.html)

FAX や郵送で出すこともできます。〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 安全規制管理官（PWR 担当）宛 FAX：03-5114-2179

## 伊方原発審査書案への「パブコメのタネ」

### □審査全般にかかわる項目

#### ◆安全を保証するものではない

原子力規制委員会田中俊一委員長の述べるようにこの審査書が「安全を保証するものではない」のであればそれを明記し、説明すべきです。

#### ◆結果は公開で審議して反映を

寄せられたパブリック・コメントについては、公開の場で慎重に審議した上で、きちんと反映して

ほしい。

- ・ 川内原発や高浜原発の審査書案では、寄せられた意見と反映の仕方について、原子力規制委員会の定例会合で簡単な報告があっただけで、多くの意見が反映されませんでした。
- ・ 少なくとも適合性審査の会合を開いて、反映の仕方について公開で議論すべきです。
- ・ 審査書案の確定の前に、住民からの意見を直接聞く公聴会を合わせて開催すべきです。

#### ◆工事計画認可・保安規定も

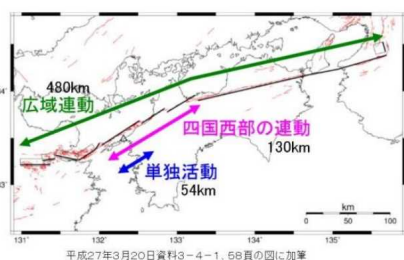
多くの項目で「申請者が…する方針としていることを確認した」とあるだけで具体的な中身やその審査について書かれていません。具体的な中身を書き込むべきです。工事計画認可や保安規定に反映されるのであればそれと合わせてパブリック・コメントにかけなければ意味がありません。

- ・ 審査は①設置変更許可②工事計画認可③保安規定の3つがセットになっています。しかし今回パブコメにかかるのは、①の設置変更許可に関する審査書案だけです。
- ・ 原発の重要な機器が基準地震動に耐えられるかどうかを確認する工事計画認可や重大事故時の対応手順を確認する保安規定については、まだ検討途中です。
- ・ パブコメを実施するのであれば、これらをセットで行わなければ意味がありません。

#### □地震動想定 [審査書案 P10～20]

##### ◆地震動想定が小さすぎる

伊方原発の前面海域の断層は原発から7 kmしか離れておらず、480 kmの活断層を想



定しているにもかかわらず、基準地震動はわずか650ガルにすぎません。これは他の原発の地震動評価（例えば高浜原発は、13 km離れた63 kmの活断層による基準地震動を700ガルにしている）に比べても過小評価です。（図：美浜の会作成）

- ・ 四国電力は、津波評価でもちいる地震については、日本の地震の特性に基づく経験式（武村式）を用いています。武村式で算出される地震モーメントは、地震評価で用いられる経験式（入倉・三宅式）の約4.7倍の値となります。
- ・ 旧原子力安全・保安院が実施したストレステスト意見聴取会において、伊方原発は、基準地震動（当時の想定は570ガル）の約1.5倍でクリフエッジ（崖っぷち）となるとの指摘がありました。わずか855ガル程度の揺れで重要機器の機能が維持できなくなる可能性があります。

- ・ 福井地裁の高浜原発仮処分決定でも、これまで、基準地震動を超える地震が現に発生しており、基準地震動の算定には、ばらつきが考慮されておらず、平均像を求める方式が使われていることから、基準地震動の想定が甘いと指摘されています。

##### ◆620ガルは過小評価

震源を特定せずに策定する地震動については、既往最大の1700ガルにすべきです。

- ・ 震源を特定せずに策定する地震動について、2000年鳥取県西部地震および2004年北海道留萌支庁南部地震を参照して620ガルとしています。これは、中越沖地震で基準値を大きく超えた柏崎刈羽原発の1699ガルに比べるとあまりに小さい値です。基準地震動の最大加速度は少なくとも既往最大の1700ガルにすべきです<sup>1</sup>。

#### □火山影響評価 [審査書案 P63～71]

##### ◆火砕流が到達する可能性を無視

阿蘇カルデラの破局的噴火により、火砕流が原発に到達する可能性があるのに、これを無視しています。

- ・ 阿蘇カルデラの破局的噴火による火砕流は約160 kmの遠方まで到達したことが確認されています。伊方原発は阿蘇カルデラから約130 kmの距離にあります。伊方原発周辺まで到達した可能性があるという指摘する文献もいくつかありますが、四国電力は、周辺に痕跡がないというだけで、到達しないと決めつけています。
- ・ 火砕流は、到達しても痕跡が残らない場合があります。九州電力は、140 km遠方の川内原発でも阿蘇カルデラからの火砕流の到達可能性は否定できないとしています。
- ・ 火砕流が到達した可能性があれば、四国電力は、破局的噴火の可能性についての評価を行い、火山活動のモニタリング（監視活動）を実施しなければなりません。

##### ◆火山灰…最大レベルを想定していない

火山灰による影響評価について、四国電力は、敷

<sup>1</sup> 参考：石橋克彦『科学』2014年8月号

地周辺で最大 40cm (始良カルデラの約 3 万年前の噴火によるもの) もの火山灰が積もったことを認めています。発生の可能性が低いという理由で除外し、降灰の想定を 15cm にしてしまっています。過去最大で評価すべきです。

- 九州のカルデラ火山の巨大噴火による火山灰を評価対象から除外していますが、多くの火山の専門家が、噴火の可能性は否定できないとしています。川内原発や伊方原発の適合性審査の過程で、九州のカルデラ火山の活動性について、火山の専門家の意見を反映する機会は一度もありませんでした。

## □重大事故対策

### ◆汚染水事故対策なし [審査書案 P362~366]

適合性審査では、福島第一原発で現に起きている汚染水事故…格納容器下部が破損して冷却水が漏れ、汚染水となって外部に放射能が大量に拡散している…について検討しておらず、防止策もとられていません。これは、格納容器が破損した場合でも、放射能の大量の拡散を防止する策を講ずるよう要求する新規制基準に違反します。

- 福島第一原発における高濃度の汚染水の発生は、原子炉の冷却水が溶融燃料に触れ、それが格納容器下部の破損口から流出したことが原因です。これに建屋に入り込んだ地下水が混ざり、大量の汚染水となり、施設外への大量の放射能放出に至っています。

- 設置許可基準規則 55 条では、格納容器の破損に至った場合等において「工場等外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な設備を設けなければならない」とされています。



対策イメージ(大容量泡放水砲システムによる放水)

- ところが、四国電力の対策は、格納容器上部が破損し、気体の放射能が放出した場合、それを放水砲で叩き落とすというだけです(写真は規制委説明資料より)。格納容器下部の破損による原子炉冷却水の流出と、それが汚染水とい

う形で、施設外への放射性物質の異常な水準の放出をもたらす事態については対策はなく、適合性審査で検討もされていません。

- 四国電力が海洋への放射能拡散防止対策として設置する設備に挙げているのはシルトフェンスと土嚢ですが、これは放水砲の水の拡散防止対策であり、溶融炉心の冷却水を起源とする高濃度汚染水の拡散を防ぐことはできません。
- 福島第一原発では、汚染水の漏えいが続いています。これを止める対応が進んでいません。原子力規制委員会は、再稼働のための審査よりも汚染水対策を優先すべきです。

### ◆圧力容器への注水放棄

大破断による冷却水喪失と電源喪失により緊急炉心冷却ができない事態が重なる重大事故において、四国電力は原子炉圧力容器への注水を放棄し、格納容器の下部に水をためて、そこに溶融燃料を落とすという手順を想定しています。これでは、溶融燃料により格納容器が破損する恐れがあり水素爆発や水蒸気爆発の危険性も高まります。

### ◆水素爆発の危険性

解析の不確かさを考慮すれば、炉心溶融事故の際に、水素濃度が水素爆轟を起こす基準である 13% を超える可能性があります。

### ◆水蒸気爆発の危険性

溶融炉心が水と接触して生じる水蒸気爆発について、「発生の可能性が極めて低いとしていることは妥当」とした判断根拠の諸実験結果は、実機への適用性が確かめられていません

- 実験での溶融物の量は実機の千分の 1 以下と小規模であり、実機に適用できるかどうか疑問です。大規模確証試験を公開で実施すべきです。

## □審査書案に触れられていない項目

### ◆プルサーマル運転の危険性

四国電力は伊方原発 3 号機の再稼働時にプルサーマル運転(プルトニウムを混合した MOX 燃料を用いた運転)を実施するつもりでいますが、審査書案では、プルサーマル運転の危険性について

十分考慮されていません。

- MOX燃料はウラン燃料とは異なり、燃料が溶融する温度が低く溶融しやすい、ガスの放出率が高い、制御棒の効きが悪い、臨界に達しやすいなどの危険性があり、安全余裕が削られます。このことは政府も四国電力も認めています。
- 審査書案でMOX燃料が登場するのは1か所だけで、そこでは、臨界に達しやすい点が考慮されています。しかし、ガスの放出率が高いことによる影響などは、検討された形跡がなく、ウラン燃料を用いる通常の運転と同じ扱いとなっています。プルサーマル運転の危険性について十分考慮されていません。
- MOX燃料を用いた後に生じる使用済MOX燃料は、再処理ができず、冷却に非常に長い時間がかかります。搬出のめどはなく、地元で長期間留め置かれることとなります。プールの健全性も問題です。その意味でも、プルサーマル運転を認めるべきではありません。

#### ◆原子力防災計画の欠落

重大事故を想定した避難計画を含む原子力防災計画が適切で実効性のあるものかどうかを確認する法的な手続きがなく、適合性審査でも検討の対象となっていないのは重大な欠陥です。

- 伊方原発は、佐多岬半島の付け根にあり、半島の住民は、陸路で避難することができません。海や空からの避難は天候に左右されます。現に、

これまでの避難訓練で、風により船が出せず、避難できなかった事例がありました。避難に使う一本道は、土砂災害の危険地帯を通っており、これが地震や津波により寸断されるおそれがあります。

- 米国では、原子力防災計画の策定が許可要件に含まれており、米国原子力規制委員会による審査を受けます。許可が下りないと原発の運転ができません。

#### ◆福島原発事故の検証が不十分

福島原発事故の検証が不十分であり、原因もわかっていません。津波の前に地震により機器が破損した可能性についても検証が不十分です。福島原発事故を教訓にするというのであれば原因の究明を先に行うべきです。

#### ◆フィルタ付ベントがない

フィルタ付ベントが設置されていません。必要な安全装置や施設なしに再稼働を認めることはできません。

#### ◆コアキャッチャーがない

欧州の原発では設置されているコアキャッチャーがなく、世界最高水準とはいえません。

原子力規制を監視する市民の会 <http://www.kiseikanshishimin.net/>

〒162-0822 東京都新宿区下宮比町 3-12-302 TEL/03-5225-7213 / FAX/03-5225-7214

**カンパ歓迎！**★金融機関名：ゆうちょ銀行 口座名称：原子力規制を監視する市民の会

※ゆうちょ銀行以外から：〇一九（ゼロイチキュウ）店（019）当座 0449670

※ゆうちょ銀行から：00140-5-449670 ・加入者払込・払出店：飯田橋駅東口

#### こちらも！緊急作業時の被ばくに関する規制に関する関係規則等の改正等に係る意見募集

原発事故時に対応にあたる作業員の被ばく線量について上限を現行の100ミリシーベルトから250ミリシーベルトに引き上げる原子炉等規制法の関係規則の改正案についてもパブリック・コメントが行われています。作業員に過度の被ばくを強いる措置に反対して意見を出しましょう。

→ [https://www.nsr.go.jp/procedure/public\\_comment/20150520\\_02.html](https://www.nsr.go.jp/procedure/public_comment/20150520_02.html)